

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	谷川工業株式会社	代表者氏名	谷川 大介
主たる営業所の所在地	広島市西区中広町一丁目 3-18		
許可番号	広島県知事許可 (特-3) 第 4745 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業, 建築工事業, とび・土工工事業, 鋼構造 物工事業, 舗装工事業, 解体工事業

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和4年2月28日	処分を行った者	広島県知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項（同項本文該当，同法第7条第2号違反）		
処分の内容 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示 1 違反行為の再発を防止するために，次の事項について必要な措置を講じること。 ・営業所に常勤であることが必要な専任技術者が，不在となることがないようにすること。 ・建設業法及び関係法令を遵守し，建設業者として業務の適正を確保すること。 2 上記1に基づき講じた措置（上記1の措置以外に講じた措置がある場合は，これを含む。）について，令和4年3月28日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	建設業法違反（営業所専任技術者の専任義務違反）		
谷川工業株式会社は，広島市水道局と令和3年2月に契約締結した山田第一ポンプ所ほか新築その他工事において，営業所の専任技術者を専任が必要な監理技術者として配置し，現場に常駐させた。 そのため，当該技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事すべきところ，専任しているとは認め難い状態にあった。 このことは，建設業法第7条第2号に違反し，同法第28条第1項本文に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			